㈱1）～3）　（略）
　4）ショートを防止する措置をすること。
　5）・6）　（略）
セクションＩＢ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）～3）　（略）
　4）ショートを防止する措置をすること。
　5）～11）　（略）
「969」は、次の容器及び包装等を示す。
　リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。
　なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
　特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
セクションＩ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）～3）　（略）
　4）ショートを防止する措置をすること。
　5）～10）　（略）
セクションⅡ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）・2）　（略）
　3）ショートを防止する措置をすること。
　4）～14）　（略）
「970」は、次の容器及び包装等を示す。
　リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。
　なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
　特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
セクションＩ　（略）

㈱1）～3）　（略）
　4）短絡を防止する措置をすること。
　5）・6）　（略）
セクションＩＢ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）～3）　（略）
　4）短絡を防止する措置をすること。
　5）～11）　（略）
「969」は、次の容器及び包装等を示す。
　リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。
　なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
　特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
セクションＩ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）～3）　（略）
　4）短絡を防止する措置をすること。
　5）～10）　（略）
セクションⅡ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）・2）　（略）
　3）短絡を防止する措置をすること。
　4）～14）　（略）
「970」は、次の容器及び包装等を示す。
　リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。
　なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
　特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
セクションＩ　（略）